

2024 年 10 月 サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) 会議報告

I. 概要

1. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）会議が、2024 年 10 月 21 日及び 22 日にビデオ会議により開催された。当該 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

2024 年 10 月 SSAF 会議出席メンバー (SSAF メンバー)

組織名
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）
ブラジルサステナビリティ報告委員会（CBPS）
カナダサステナビリティ基準審議会（CSSB）
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）
メキシコ財務報告基準審議会（CINIF）
サステナビリティ基準委員会（SSBJ）
中国財政部会計司（MOF-ARD）
韓国会計研究院（KAI）及び金融委員会（FSC）
インド勅許会計士協会（ICAI）
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）
エフラグ（EFRAG）
スイス連邦財務省（SIF）
英国財務報告評議会（FRC）

(ISSB 参加者)

Sue Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、担当スタッフ

(オブザーバー)

米国証券取引委員会（SEC）、欧州委員会（EC）、証券監督者国際機構（IOSCO）、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（以下「GRI」という。）

2024 年 10 月 SSAF 会議の議題

議 題		予定 時間	実際 時間	参照 ページ
1	教育的資料	30 分	30 分	2
2	ISSB のリサーチ・プロジェクトに情報をもたらすための法域のアンケート	90 分	45 分	4
3	アジェンダ計画	15 分	5 分	7
4	ISSB の継続中の作業（リサーチ・プロジェクト）への相互運用可能性の組み込み	60 分	65 分	7
5	SASB スタンドアードの向上	60 分	40 分	9

今後の日程(予定)

未定

SSAF 会議への対応

- 今回の SSAF 会議への対応については、サステナビリティ基準委員会（当委員会）において検討を行った。

II. 教育的資料

議題の概要

- ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の導入（implementation）支援のための教育的資料を開発している。本セッションでは、ISSB スタッフから、教育的資料の開発の状況並びに移行支援グループ（以下「TIG」という。）会議で議論されたトピックについて説明がなされ、ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。

- (1) 公表済み又は開発中の教育的資料に関して、質問又はコメントはあるか。
- (2) IFRS S1 号又は IFRS S2 号において教育的資料を開発すべきと考える事項はあるか。
- (3) 現在、SSAF メンバーの法域において、教育的資料を開発しているか。

SSAF 会議での議論の概要

4. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB の教育的資料の翻訳に関して、ISSB 基準と整合的な SSBJ 基準の適用に関連すると考えられる資料については、ほぼ翻訳を終えており、今後も翻訳を行っていく予定である。

一方、我々が独自に開発する教育的資料については、我が国の法令に固有の定めがある場合にのみ、独自の指針を開発することになる。例えば、我が国において温室効果ガス排出に関する固有の報告制度があり、それが IFRS S2 号などの国際的に適用される基準とどのように整合するのかについて質問を受けることがある。その場合、我々の法域に固有の制度が ISSB 基準に基づく報告という文脈において、どのように適合するのかに関する指針を提供するものである。ただし、当該指針は、ISSB 基準の教育的資料を上書きするものではない。

TIG 会議の審議資料の位置付けに関して、アジェンダ・ペーパーに「教育的になり得る (can be educational)」との記述があるが、その意味するところを明確にしたい。TIG 会議の審議資料に示されている解釈は唯一のものではないものの、1 つの受け入れ可能な解釈を示しているという見解もあれば、審議資料に示されている解釈に規範性はないという見解も考えられるが、どのように考えればよいか。(SSBJ)

- (2) ((1) の発言に関して) TIG 会議の審議資料等は、国際会計基準審議会 (IASB) における移行リソース・グループ (TRG) 会議の議事録及び審議資料のステータスと類似し、ISSB 基準に準拠するために従わなければならないものではない。ただし、監査人や規制当局が参照する可能性があるため、企業はその内容を認知して、異なる対応を行う場合には適切な根拠が必要となると考える。(Sue Lloyd 副議長)

- (3) ISSB が作成する教育的資料は、我が国におけるキャパシティ・ビルディングに有用であり、英語に慣れていない利害関係者にも役立つように、我々ができる限り翻訳を行っている。また、我々の組織内にキャパシティ・ビルディングのための作業グループを設置した。

我々が懸念していることは、中小企業が大企業のバリュー・チェーンの一環を担うため、温室効果ガス排出の報告をしなければならないことである。中小企業が報告する情報についても最低限の透明性及び証拠能力を有する必要があることを中小企業が理解するため、バリュー・チェーンに関する指針は有用と考える。

- (4) 我々は、ISSB が提供する教育的資料が有用と考え、ISSB のウェブサイトの活用を利害関係者に促している。一方、ウェブサイトの情報量が豊富であり、適切な文書を見

つけ出すことが難しいとの課題も出ている。

また、英語以外の言語による情報提供のニーズが聞かれている。例えば、ウェブキャストやナレッジ・ハブにおいて、英語以外の言語によるコンテンツが利用可能となることが望まれる。

最後に、我々の法域では、中小企業の報告を支援するため、中小企業のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出の測定を支援するツールの開発を進めており、来年前半に公表する予定である。

- (5) 我々は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の翻訳を終え、関連するガイドラインの翻訳を行っている。サステナビリティ情報の報告の文脈では、言語の壁だけでなく、サステナビリティ報告とは何か、何を表現し、コミュニティで起きていることをどのように評価し、報告書に示すかについての理解にも壁があると考えられる。

また、我が国では、プライベート・セクターのみならず、パブリック・セクターの報告にも焦点を当てた基準の開発を進めている。

- (6) 我々は、利用可能な資料の大半について翻訳を終え、公表している。

また、ISSB 基準を基礎とした基準開発のプロセスの中で、導入 (implementation) 支援のために、我々の法域におけるサステナビリティ開示基準に従って情報を効果的に表示する方法を示す、例示を含む独自の教育的資料を開発しており、重要性 (materiality) の評価に関する教育的資料についても開発中である。

III. ISSB のリサーチ・プロジェクトに情報をもたらすための法域のアンケート

議題の概要

5. ISSB は、2024 年 4 月のボード会議において、今後 2 年間の作業計画に、生物多様性、生態系及び生態系サービス（以下「BEES」という。）並びに人的資本に関するリサーチ・プロジェクトを追加することを決定した。
6. 2024 年 8 月から 9 月にかけて、ISSB スタッフから各法域に対して、前項のリサーチ・プロジェクトに関連する現行の開示制度に関するアンケートが実施された。
7. 本セッションでは、ISSB スタッフから前項のアンケート結果が示されたうえで、ISSB ボード・メンバーに情報を提供するため、今後も各法域と協力しながら、さらなるリサーチ及び分析を進めていくとの説明がなされた。
8. また、ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。

- (1) 受け取ったフィードバックに関する分析に、欠落している主要なテーマがあるか。また、フォロー・アップが必要な潜在的な領域を識別するためのインプットはあるか。

SSAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、BEES 及び人的資本を含む任意の ESG 開示ガイドラインがあり、GRI スタンドアードとの共通点が多くある。任意で開示を行う企業の大半は GRI スタンドアードに従っているとの認識である。
- (2) アンケートは、現行の開示制度のみならず、今後、導入予定の自然や人的資本に関連する要求事項についても対象としていたが、スタッフ・ペーパーには分析結果が示されていないため、それらの要求事項に関する詳細な分析が必要と考える。
- また、BEES や人的資本の開示は、一般目的財務報告書に含まれない開示書類でなされることが多いが、投資家の情報ニーズを満たす要求事項であるかどうかを検討するうえで、情報の記載場所は重要である。
- (3) ((2) の発言に関して) 今後導入予定の要求事項について分析するにあたり、現行の要求事項であるのか、さらに発展させることを意図した要求事項であるのかを識別することが課題である。今後の二者間対話等を通じて、情報を更新していく予定である。
- 情報の記載場所については、アンケートの対象としていなかったが、今後 SSAF メンバー及び他の主要な利害関係者との対話を通じて、情報の記載場所及び想定利用者について詳細を確認する予定である。(Sue Lloyd 副議長、ISSB スタッフ)
- (4) アンケート結果を踏まえた、現時点の考えをお聞かせいただきたい。BEES や人的資本に関する開示要求について、既に法域共通の基盤があると評価しているか、又は法域ごとに多様なアプローチがあると考えているか。多様なアプローチがあると考ええる場合、現行実務を統合するために相当の労力が必要となり、ガイドラインやその他の方法で実務の統合を推奨する必要があると考えられる。
- (5) ((4) の発言に関して) ISSB が追加のアンケートを行う理由は、グローバル・ベースラインを設定するための共通の基盤がどこにあるかを識別するためであり、現段階で受け取った情報を基礎として結論を出すことは時期尚早と考える。(ISSB スタッフ)
- さまざまな開示ツールにおいて何らかの便益がある可能性や、より一貫性を持たせることで効率化を図ることが可能な場合があることが示されていると考えられ、

結論を出すには時期尚早ではあるものの、その可能性の兆しを早くも感じている。

(Sue Lloyd 副議長)

- (6) 我々の懸念点として、まず、法域における現行の要求事項が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を理解するために十分なものか、あるいは、単に法令準拠 (compliance) のためのものかという点である。

次に、BEES を調査してわかったことだが、地理的場所に関する課題である。企業の所在地について開示されていても、活動する地域が開示されないことがある。例えば、金融機関において、融資先が活動する地理的場所ではなく、融資先の本社の場所が開示されることがあるが、BEES のリスクを評価するには活動場所に関する情報が有用となる場合が考えられる。アンケートに対する回答の中で、企業が活動する地理的場所に関して、具体的な開示が要求されている事例はあるか。

- (7) ((6) の発言に関して) 地理的場所に関しては、水ストレスが高い地域や、生物多様性の観点において重要な地域に近接する地域において事業を営む場合の要求事項が識別されている。ただし、必ずしも投資者にとって有用かどうかの観点で情報を収集しているとは言えないため、将来においてさらなるリサーチを実施する予定である。(ISSB スタッフ)

- (8) 自然及び人的資本のトピックに関して、追加でリサーチの対象に含める可能性はあるか。2024 年 10 月の ISSB ボード会議の資料によれば、例えば「公正な移行」については、現行の開示において欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 以外では要求されていないようだが、当該トピックは国際的に関心が高いトピックである。

- (9) ((8) の発言に関して) 我々が目指しているのは、SSAF という資源を我々の作業を掘り下げるための情報源として活用することであるため、「公正な移行」のように国際的に関心が高いと考えられるトピックについて、SSAF メンバーとの対話の中から情報が提供され、ISSB のリサーチの対象に入ることも考えられる。(Sue Lloyd 副議長、ISSB スタッフ)

- (10) このリサーチ・プロジェクトは、SASB スタンダードの向上プロジェクトにどのように関係するのか。

- (11) ((10) の発言に関して) リサーチ・プロジェクトと SASB スタンダードの向上プロジェクトは、並行して取り組むこととなる。作業については、チーム横断的に情報を共有し、協働し、一貫性を持たせたり理解を深めたりする機会を探求している。現在スタッフが行っているのは、SASB スタンダードにおいて、来年議論が行われる具体的な領域を識別し、公開協議のプロセス及び公開草案に関する対話のプロセスが

BEES 及び人的資本に関するリサーチの取組みにどのように取り込まれるかを理解することである。(ISSB スタッフ)

IV. アジェンダ計画

議題の概要

10. 本セッションでは、ISSB スタッフから、SSAF 会議の今後のアジェンダ計画について説明がなされ、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) 2025 年の SSAF 会議のスケジュールを事前に共有してほしい。

V. ISSB の継続中の作業（リサーチ・プロジェクト）への相互運用可能性の組み込み

議題の概要

12. 本セッションでは、最初に ISSB スタッフから、ISSB 基準におけるこれまでの相互運用可能性に関する取組みについて説明がなされた。次に、エフラグ及び GRI の代表者から、それぞれ、欧州サステナビリティ報告基準（以下「ESRS」という。）及び GRI スタンダードにおける、BEES 及び人的資本に関する要求事項の概要について説明がなされ、BEES 及び人的資本を含む ISSB における進行中の作業計画に、これらの他の基準との間の相互運用可能性をどのように考慮し、組み込んでいくのかについて、意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

13. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) 我々の法域では、多くの企業が GRI スタンダードを適用しているため、ISSB 基準を導入するにあたり GRI スタンダードと ISSB 基準の間の相互運用可能性が重要となるが、我々の法域の代表者が GRI のアドバイザー・グループに含まれていない。欧米と文化が異なるからこそ、我々の法域がより大きな役割を果たすことができることもあると考える。

- (2) ((1) の発言に関して) GRI では、さまざまな法域や地域の代表者に関与いただいているが、とりわけ専門的な特定の分野において、完全にそれぞれの立場を代表いただくことは難しい。公開協議中に多くの対話を行っているが、GRI においてどのように制度化することができるかについて検討している。
- (3) 進行中の作業が非常に多く、またその多くは、報告されるテーマの特定のニーズに対応するために非常に詳細になってきている。基準の開発のスピードが速すぎる一方で、基準の詳細さのレベルが高すぎると、相互運用可能な基準という、我々全員の全般的な要望が損なわれるリスクがあることを懸念している。
- (4) ((3) の発言に関して) GRI 及びエフラグとは、作業の時間軸を含め可能な限り調整し、断片化のリスクを低減させることを目指している。ISSB としては、資本市場のニーズを満たす開示のグローバル・ベースラインを確立するために必要な作業を開発しているが、開発時に整合していない作業を解決することは困難であるため、共通の開示がある場合には、可能な限り整合させる機会を探し、その際に相互運用可能性について考慮している。(Sue Lloyd 副議長)
- (5) 我々の法域の多くの利害関係者は、「相互運用可能性」の意味と整合性の程度について理解することに苦労しており、ISSB の将来のテーマ別基準と ESRS 及び GRI スタンドアードとの相互運用可能性がどのようなものになるのか、予測することが難しいと感じている。
- ISSB は、SASB スタンドアードと GRI スタンドアードとの整合性の評価を行っているか。今後、BEES 及び人的資本を含むすべての ESG トピックについて、SASB スタンドアードと GRI スタンドアードとの間の相互運用可能性に関する分析を提供する予定はあるか。
- (6) ((5) の発言に関して) 我々が行うのは、グローバル・ベースラインを開発するにあたり、GRI スタンドアード及び ESRS の要求事項を取り込む機会を探し、これらの基準がどのように ISSB 基準を補完することができるかを説明することと、これらの基準との共通点及び差異を識別し基準間のつながりを示すことである。
- 今後の作業としては、SASB スタンドアードにどの程度、改善の余地があるのかを検討し、また、GRI スタンドアードを含む現行の基準との整合性を改善させる可能性がある方法を検討することになるだろう。(Sue Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)
- (7) ((5) の発言に関して) SASB スタッフとの協働作業に関して、我々は産業別のプロジェクトに SASB スタッフを招待し、既に実務において確立されている開示を考慮

し、GRI における少数の産業の基準については、SASB スタンダードとオーバーラップするようにした。このような取組みを通じて、基準が異なる分野を対象とし、異なる目的を有しながらも、潜在的に同一の開示を引き出し、可能な限り同時に更新されることで、作成者のタイムラグをなくすことができると考える。(GRI)

VI. SASB スタンダードの向上

議題の概要

14. ISSB は、2024 年 4 月のボード会議において、今後 2 年間の作業計画に「SASB スタンダードの向上」プロジェクトを追加することを暫定決定し、2024 年 5 月から 7 月のボード会議において当該プロジェクトに関する審議を行った¹。本セッションでは、ISSB スタッフから、SASB スタンダードの向上に関する検討状況について説明がなされ、ISSB から提示された次の項目について、SSAF メンバーからインプットがなされた。

- (1) ISSB が当初優先事項とした SASB スタンダードに対する向上策
- (2) 「持続可能な産業分類システム® (SICS®)」(以下「SICS」という。)
- (3) SASB スタンダードに対する将来の強化段階において、ISSB が優先すべき向上策

SSAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 他の法域でも同様と考えるが、SASB スタンダードの産業分類に年金基金がないことで、過去には SASB スタンダードにおいて「金融セクター」とすることを指導されていた。しかし、年金基金は自身を「金融セクター」とは考えていないため、開示が複雑になっている。このような、SASB スタンダードにはない産業における企業が、IFRS S1 号に従って開示を作成する際に参照することができるガイダンスがあると有用である。
- (2) エフラグは、繊維製品、アクセサリ、履物及び宝飾品、道路輸送、金融並びに乗用車の産業について作業を進める意図があり、ISSB が追加の産業を考慮する際にこ

¹ 2024 年 5 月のボード会議では、産業のグルーピングに対する ISSB のアプローチについて審議が行われた。また、2024 年 6 月のボード会議では、SASB スタンダードの向上にあたって本プロジェクトの論点をどのように優先順位付けするかの方針について審議が行われた。さらに、2024 年 7 月のボード会議では、SASB スタンダードの向上に対するリサーチの最初のセット及び基準設定活動に関して決定がなされた。

これらの産業との相互運用可能性を考慮した方がよいと考える。

また、SICS と国際標準産業分類 (ISIC) 及び欧州共同体経済活動統計分類 (NACE) を含む他の産業分類との調整表を開発すべきと考える。

最後に、SASB スタンドアードの向上が達成された場合、SASB スタンドアードの地位は引き続き「考慮しなければならない」とするのか。

- (3) ((2) の発言に関して) 我々が最初に考慮するのは、SASB スタンドアードの向上を通じて、確実に内容が最新で、国際的に関連性があるものとすることを確認することである。今後 SASB スタンドアードの位置付け及び公開協議を条件とするかなどについて検討すると考えられ、未だ意思決定はなされていない。(Sue Lloyd 副議長)
- (4) 我々のリサーチによれば、100 社を超える企業が SASB スタンドアードを適用しているが、そのうち、ISSB が優先順位付けした産業に属している企業は、我々の法域の時価総額の 6%のみであるため、ISSB の優先順位と我々の法域の優先順位が整合していないことが考えられる。次の段階において産業や開示トピックに対して優先順位付けを実施する際は、法域との協議をお願いしたい。
また、SICS は、サービス・セクターのように、類似していない産業を統合している場合があるため、産業の分解が必要だと考える。
- (5) 企業がバリュー・チェーン上のどこで活動するかで、要求される産業別基準が重要ではない (not material) 場合がある。今後、我々の法域における課題の例示を含めて産業のより詳細なフィードバックを提供する。
- (6) ((5) の発言に関して) 少し異なる文脈だが、2024 年 9 月の ISSB ボード会議において、企業に直接又はバリュー・チェーン上において起きていることを踏まえ、特定の開示トピックに関連性がある場合のガイダンスが必要だという意見が聞かれた。SASB スタンドアードは共通した状況におけるリスク及び機会の識別のために設計されているが、報告企業が重要性がある (material) 情報を見逃さないことを確実にするために、何が起きているかを考える際の視点を具体的に示す必要があるかもしれない。(Sue Lloyd 副議長)
- (7) ISSB が優先順位付けした産業は、我々の法域で用いる産業分類における産業と不一致があり、我々の法域の企業活動及びビジネス・モデルが明確に反映されていないと考える。ISSB は、新興国及び開発途上国などの異なる法域における SASB スタンドアード及び SICS の適用可能性を考慮し、法域の状況を基礎とした産業分類を適用することを容認すべきである。

以 上